

ファッション・ロー・インスティテュート・ジャパン 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本組織は、ファッション・ロー・インスティテュート・ジャパン（英文名：Fashion Law Institute Japan）と称する。

第2条 (定義)

- (1) ファッションとは、衣装及び鞆・靴・アクセサリ等を含む服飾品をいう。
- (2) ファッション・ローとは、ファッションに関連する一切の法律（日本国内に制定されるものに限らない。以下同じ。）及び規制等をいう。
- (3) ファッション・ビジネスとは、ファッションに関する事業を主たる業として行う職種をいう。

第3条 (目的)

ファッション・ロー・インスティテュート・ジャパン（以下、「本会」という。）は、世界各国のファッション・ローに関する制度を調査研究し、国内外で活躍できるファッションデザイナーやそのサポート人材の育成を図ることにより、我が国のファッション産業の進展の一助となるとともに、ファッション分野の知的財産権の振興を図り、ファッションの創造に資することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) ファッション・ローに関する情報の収集及び提供
- (2) ファッション・ローについての調査研究
- (3) ファッション・ローに関する人材育成
- (4) ファッション分野の知的財産権の振興
- (5) ファッション・ローに関する人材のネットワーキング
- (6) その他前条の目的を達成するための活動

第5条 (主たる事務所)

本会は、主たる事務所を知的財産教育協会内に置く。

第2章 会員

第6条（会員の種別及び資格）

1. 本会の会員は、次の3種とする。
 - (1) 法人会員
 - (2) 個人会員
 - (3) 学生会員
2. 法人会員は、ファッション・ビジネスに関わる法人で、第3条の目的に賛同し、第4条の活動に主体的に参加する者とする。
3. 個人会員は、ファッション・ビジネスに関わる個人で、第3条の目的に賛同し、第4条の活動に主体的に参加する者とする。
4. 学生会員は、ファッション・ビジネスに従事しようとしている大学生、短期大学生、大学院博士前期課程および修士課程の学生、高等専門学校および各種専門学校の学生で、第3条の目的に賛同する者とする。

第7条（入会）

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局へ提出し、その承認を得なければならない。
2. ファッション・ビジネスに関わらない者（弁護士、弁理士等の代理人等）が会員となろうとするときは、前項に加え、事務局又は既存会員による推薦を得なければならない。
3. 法人会員は、入会申込みに際し、その所属構成員の中から、本会に対する代表者（以下、「会員代表」という。）1名を定めなければならない。
4. 入会を承認された会員は、所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。
5. 会員は、登録事項に変更を生じた場合には、速やかに事務局へ届け出なければならない。

第8条（会員の権利及び義務）

1. 会員が参加することができる本会の活動は別途定める。
2. 会員が受け取ることができる本会からの各種情報等は別途定める。
3. 本会が法人会員に対して行う各種情報提供や通知等は、各法人の会員代表に対し行う。
4. 会員は、本会の内外を問わず、本会の会員である立場を利用し、営業活動もしくは営利を目的とする行為、またはその準備を目的とする行為を行ってはならない。ただし、本会による許可を得た場合はこの限りでない。

第9条（退会）

1. 会員は別途定める手続によって退会することができる。
2. 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 個人会員、学生会員が死亡したとき
 - (2) 法人会員が解散又は破産宣告をうけたとき
 - (3) 会員が会費を納入しないとき
 - (4) その他、長期間にわたり連絡がとれない等により、退会したものとみなすのが適切であると判断される時
3. 会員が退会する場合又は退会したものとみなされた場合、既納の入会金、会費は返還されない。

第10条（除名）

1. 会員が次の各号の一に該当するときは、第11条7項に定める幹事の承認を経た上で第15条2項に定める事務局長が、当該会員を除名することができる。
 - (1) 本会の目的に背反する行為があったとき
 - (2) 本会の名誉を著しく毀損したとき
 - (3) 本会の運営に支障を及ぼす不都合な行為があったとき
 - (4) 本会の会員である立場を利用した営利行為があったとき
 - (5) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 会員が除名された場合、既納の入会金、会費は返還されない。
3. 会員が除名された場合、原則、再入会は認めない。

第3章 組織

第11条（運営機関）

本会の活動のため、本会に次の機関を置く。

- (1) 研究会
- (2) アドバイザリーボード
- (3) 事務局

第12条（研究会）

研究会は、法人会員の会員代表、個人会員、次条に定める幹事をもって構成する。

第13条（幹事）

1. 研究会は1名の幹事を設置する。
2. 幹事は、法人会員の会員代表、個人会員から研究会の決議により選任する。
3. 幹事の任期は、選任後1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条（アドバイザーボード）

アドバイザーボードは、本会に対する助言・指導を行う。

第15条（事務局）

1. 事務局は、本会の運営に関する意思決定を行い、その業務を執行する。
2. 事務局には、事務局長を置き、知的財産教育協会の役職員より選出する。
3. 事務局長は、本会を代表し、総務を総括し、事務局を主宰する。

第4章 附則

第16条（会則の変更）

この会則は、研究会幹事の承諾を得て事務局長が変更することができる。

第17条（解散）

本会は、知的財産教育協会理事会の決定により解散することができる。

第18条（施行）

本会則は平成27年2月9日より施行する。

平成27年2月6日制定